

個人年金型・積立年金保険 いこい (拠出型企業年金保険)

— 制度のご案内 —

※【契約概要】【注意喚起情報】はP.7～P.8に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

制度内容に関してのお問い合わせは…

フリーダイヤル **0120-076-669**

(照会受付期間 令和7年9月26日(金)～11月12日(水)の間(土・日・祝日を除く))
A.M.9:00～P.M.5:00まで受付 終了後は078-252-2270まで)

●加入日(責任開始日) 令和8年 3月1日(日)

●申込締切日 令和7年 11月12日(水)

岡山県市町村職員共済組合

岡山市北区駅前町2丁目3番31号 サン・ピーチ OKAYAMA 4階

TEL 086-225-7841

申込書記入例

- ◆組合員番号・所属所番号・被保険者氏名・性別・生年月日・申込口数をご記入のうえ押印ください。
- ◆1口の保険料は、月払・ボーナス払・一時払それぞれ異なりますのでご注意ください。

岡山県市町村職員共済組合

御中

「いこい」
(拠出型企業年金保険)
加入(変更)申込書

団体名 岡山県市町村職員共済組合


0627TBJ57F1 0000001#

申込日 7年10月7日

申込日の記入がない場合には、
申込締切日を申込日として取り
扱います。

団体番号
(証券番号)
32165520000

組合員番号
21

所属所番号
21

所属所名

被保険者氏名(カタカナでご記入ください)
オカヤマ ハナコ

加入(変更)日 8年3月1日

申込締切日 7年11月12日

変更の場合は変更後の合計をご記入ください。
例：3口から2口増口する場合は5口とご記入ください。

性別	生年月日	払込方法	既加入	申込
男	昭和33年1月1日	月払 1口 1,000円	10口	15口
女	52年1月1日	ボーナス払 1口 10,000円	3口	5口
		一時払 1口 10,000円	※※※	0口

月払：1口 1,000円 50口まで
ボーナス払：1口 10,000円 50口まで
一時払：1口 10,000円 1,000口まで

お申込みの内容を確認のうえ、
署名(フルネームで自署)

給付金受取人
拠出型企業年金保険契約協
定書のとおり

◆月払：1口 1,000円 50口まで
◆ボーナス払：1口 10,000円 50口まで
◆一時払：1口 10,000円 1,000口まで

既加入の方で、申込書の提出がない場合は、
前年度と同額口数で自動継続更新となり
ます。

①月払の口数を1口(1,000円)～
50口(50,000円)の間で選び、
その口数を「月払申込」欄に記入
してください。
②ボーナス払口数を1口(10,000円)
～50口(500,000円)の間で選び、
その口数を「ボーナス払申込」欄
に記入してください。
③一時払口数を1口(10,000円)
～1,000口(10,000,000円)の
間で選び、その口数を「一時払申込」
欄に記入してください。なお、一時
払は、毎年の募集時にその都度申
込みができます。
※ボーナス払・一時払は月払加入が
条件であり、ボーナス払・一時払
のみの加入はできませんのでご注
意ください。

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

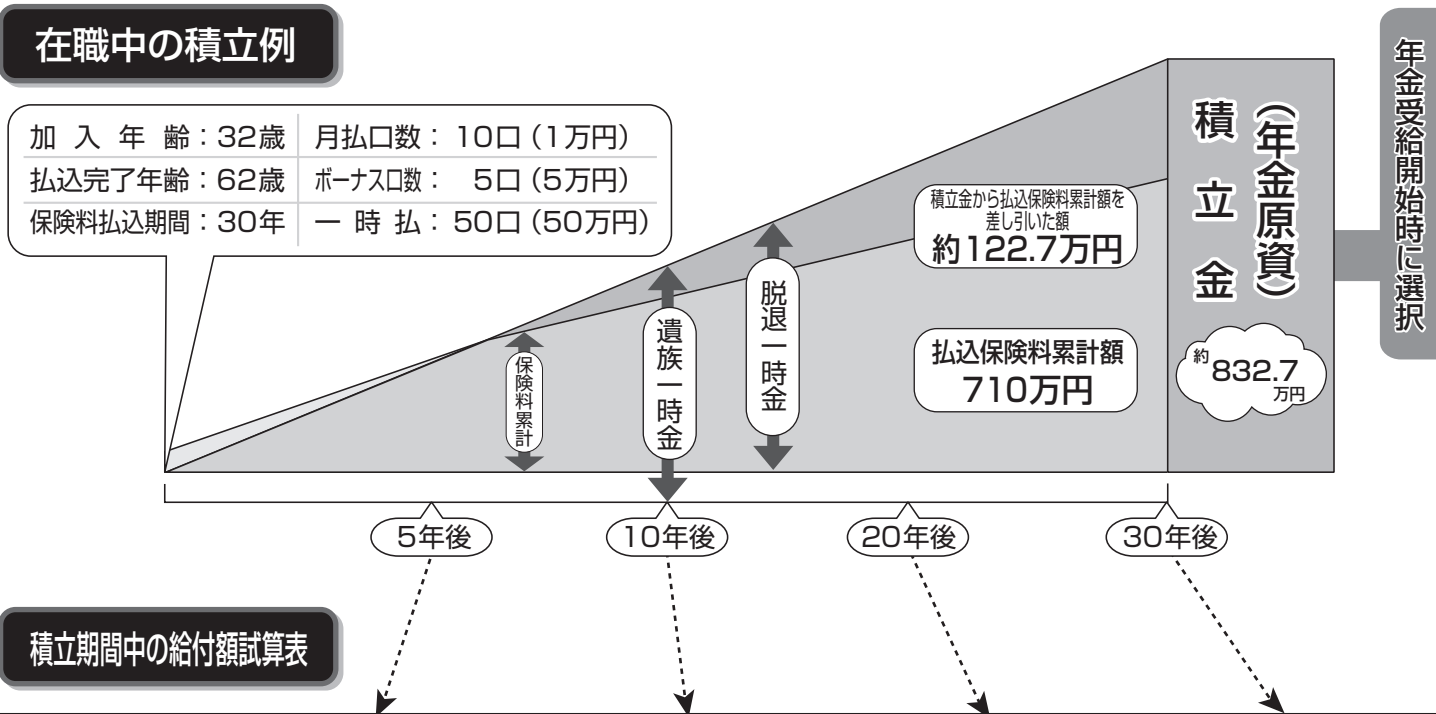
明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部 TEL 078-252-2270

(受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)

岡山県市町村職員共済組合

個人年金型・積立年金保険『いこい』

意向確認【ご加入前のご確認】 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。



	5 年		10 年		20 年		30 年	
	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)
月 払	60万円	約60.4万円	120万円	約124.3万円	240万円	約262.8万円	360万円	約417.4万円
ボーナス払	50万円	約50.3万円	100万円	約103.5万円	200万円	約218.8万円	300万円	約347.5万円
一 時 払	50万円	約51.8万円	50万円	約54.6万円	50万円	約60.8万円	50万円	約67.8万円
合 計	160万円	約162.5万円	270万円	約282.4万円	490万円	約542.4万円	710万円	約832.7万円

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

（1）年間保険料15,802万円を常に維持していること。

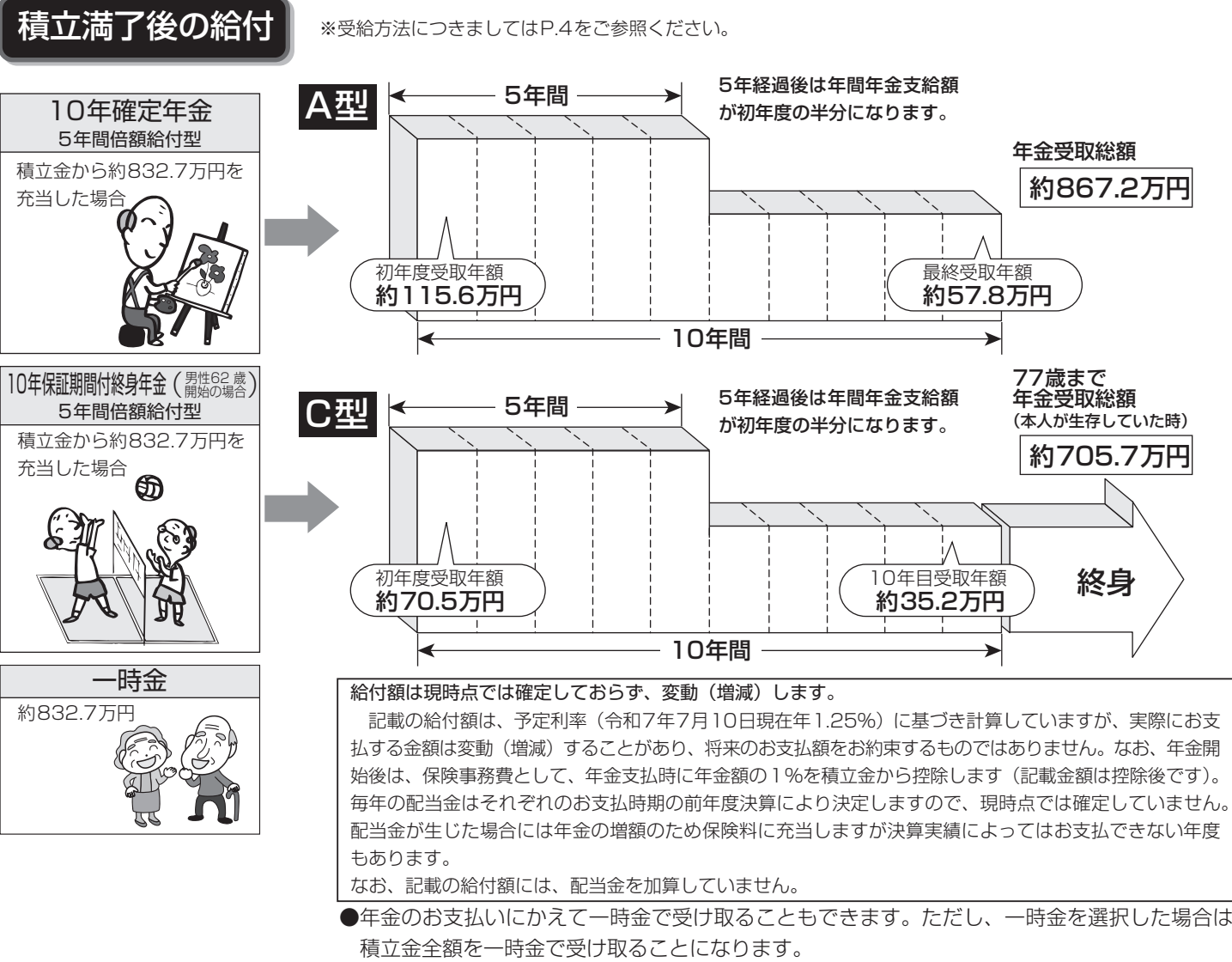
（2）加入者全員の保険料が毎月25日に入金されたものであること。

（3）給付額試算表の給付額は、予定利率（令和7年7月10日現在年1.25%）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は、加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。



加入資格

加入日（毎年3月1日）に満15歳以上59歳未満の共済組合員（短時間勤務職員等を除く）で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢（62歳）まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢（62歳）まで2年以上10年未満の方となります。

保険料払込方法

— 保険料は 個人年金保険料控除 の対象です。 —

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

〈加入口数〉

1	月 払	1,000円を1口として、1口（1,000円）～50口（50,000円）の間で加入口数を選べます。 —初回は2月分給与より控除—
2	ボーナス払 (6月・12月)	6月と12月に10,000円を1口として、1口（10,000円）～50口（500,000円）の間で加入口数を選べます。（月払加入が条件であり、ボーナス払のみの加入はできません。） —初回は6月分賞与より控除—
3	一 時 払	令和8年3月1日に10,000円を1口として、1口（10,000円）～1,000口（10,000,000円）の範囲で加入できます。（月払加入が条件であり、一時払のみの加入はできません。）

※保険料は加入者負担です。

申込受付締切日

令和7年11月12日（水）

保険料払込期間中の給付額試算表（在職中）

月払保険料10口（月額1万円）ボーナス払保険料5口（6月・12月時5万円）一時払保険料50口（50万円）の場合（P.1を参照）

（月払）			（ボーナス払）			（一時払）		
加入年数	払込保険料累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	払込保険料累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	払込保険料累計額	積立金額(脱退一時金額)
年	円	円	年	円	円	年	円	円
1	120,000	118,400	1	100,000	98,600	1	500,000	496,500
2	240,000	238,000	2	200,000	198,250	2	500,000	501,500
3	360,000	359,000	3	300,000	298,950	3	500,000	507,000
4	480,000	481,300	4	400,000	400,750	4	500,000	512,500
5	600,000	604,800	5	500,000	503,650	5	500,000	518,000
6	720,000	729,800	6	600,000	607,650	6	500,000	523,500
7	840,000	856,000	7	700,000	712,800	7	500,000	529,000
8	960,000	983,600	8	800,000	819,050	8	500,000	535,000
9	1,080,000	1,112,700	9	900,000	926,500	9	500,000	540,500
10	1,200,000	1,243,100	10	1,000,000	1,035,100	10	500,000	546,500
15	1,800,000	1,916,700	15	1,500,000	1,596,050	15	500,000	576,500
20	2,400,000	2,628,100	20	2,000,000	2,188,350	20	500,000	608,500
25	3,000,000	3,379,700	25	2,500,000	2,814,150	25	500,000	642,500
30	3,600,000	4,174,000	30	3,000,000	3,475,500	30	500,000	678,500

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

（1）年間保険料15,802万円を常に維持していること。

（2）加入者全員の保険料が毎月25日に入金されたものであること。

（3）給付額試算表の給付額は、予定利率（令和7年7月10日現在年1.25%）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

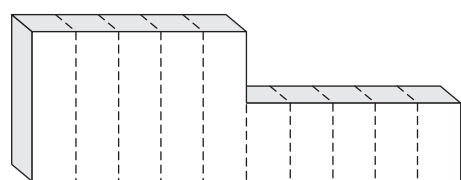
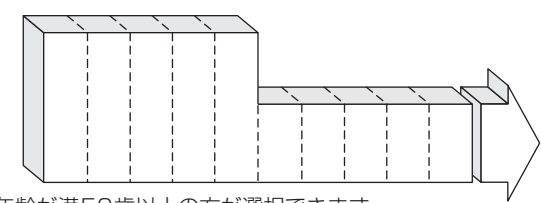
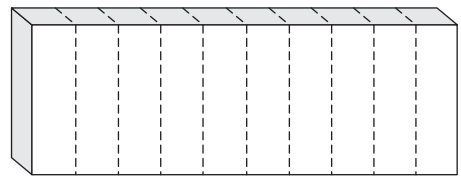
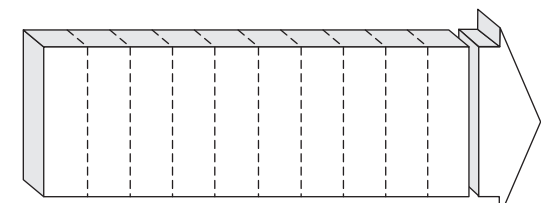
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定されますので、現時点では確定していません。

決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は、加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。



選択できる年金の種類

確 定 年 金（10・15・20年間）	保証期間付終身年金（10・15年間）
（A型）  ●年金開始年齢が満60歳以上の方が選択できます。 ただし個人年金保険料控除の対象としない方は60歳未満でも選択できます。 ●10・15・20年間の支給年数を選択できます。 ●一般生命保険料控除対象の方は、初年度年金月額が2万円以上ないと年金受け取りができません。 ※5年経過後は年間年金支給額が初年度の半分にになります。	（C型）  ●年金開始年齢が満50歳以上の方が選択できます。 ●保証期間は10・15年間を選択できます。 ●一般生命保険料控除対象の方は、初年度年金月額が2万円以上ないと年金受け取りができません。 ※5年経過後は年間年金支給額が初年度の半分にになります。
（B型）  ●年金開始年齢が満60歳以上の方が選択できます。 ただし個人年金保険料控除の適用を受けていない方は60歳未満でも選択できます。 ●一般生命保険料控除対象の方は、初年度年金月額が1万円以上ないと年金受け取りができません。 ●10・15・20年間の支給年数を選択できます。	（D型）  ●年金開始年齢が満50歳以上の方が選択できます。 ●一般生命保険料控除対象の方は、初年度年金月額が1万円以上ないと年金受け取りができません。 ●保証期間は10・15年間を選択できます。

年金の受取額試算表

積立金約832.7万円を充当した場合（P.1の積立例を参照）

A型			C型			C型		
10年確定年金－5年間倍額給付型			10年保証期間付終身年金(男性62歳の場合)－5年間倍額給付型			10年保証期間付終身年金(女性62歳の場合)－5年間倍額給付型		
経過年数	基本年金月額	年金受取額累計	経過年数	基本年金月額	年金受取額累計	経過年数	基本年金月額	年金受取額累計
年	円	円	年	円	円	年	円	円
1	約 1,156,390	1,156,390	1	約 705,740	705,740	1	約 627,690	627,690
2	1,156,390	2,312,780	2	705,740	1,411,480	2	627,690	1,255,380
3	1,156,390	3,469,170	3	705,740	2,117,220	3	627,690	1,883,070
4	1,156,390	4,625,560	4	705,740	2,822,960	4	627,690	2,510,760
5	1,156,390	5,781,950	5	705,740	3,528,700	5	627,690	3,138,450
6	578,190	6,360,140	6	352,870	3,881,570	6	313,840	3,452,290
7	578,190	6,938,330	7	352,870	4,234,440	7	313,840	3,766,130
8	578,190	7,516,520	8	352,870	4,587,310	8	313,840	4,079,970
9	578,190	8,094,710	9	352,870	4,940,180	9	313,840	4,393,810
10	578,190	8,672,900	10	352,870	5,293,050	10	313,840	4,707,650
15			15	352,870	7,057,400	15	313,840	6,276,850
20			20	352,870	8,821,750	20	313,840	7,846,050
25			25	352,870	10,586,100	25	313,840	9,415,250
30			30	352,870	12,350,450	30	313,840	10,984,450

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（令和7年7月10日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

※1、※2の数値は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

制度のお取扱いについて

加 入 日 (責 任 開 始 日)	令和7年9月26日（金）～令和7年11月12日（水）間でのPR期間中に申込みを受け付け、令和8年3月1日（日）からの加入となります。
加入口数の変更 (増口・一部中止)	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け3月1日付けで取り扱います。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について保険料の払込を中止することができます。ただし、全部中止はできません。 中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む。）、結婚（親族の結婚を含む。）、債務の弁済、その他加入者が保険料の拠出に支障がある場合。 ※中止の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払出せず積立てておきます。
退職時一時払 払 込 方 法	退職時の一時払…退職時に10,000円を1口として、 1口（10,000円）～ 1,000口（10,000,000円） の範囲で加入できます。（月払加入が条件であり、一時払のみの加入はできません。）
在職中の給付	在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。 ・脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。） ・死亡したとき：遺族一時金（加入者の遺族に支払われます。） 遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。
年金受給開始 後 の 給 付	●年金受取人（保険料負担者）は被保険者本人です。 ●満50歳未満で加入された方 保険料払込完了年齢（62歳）に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。保険料の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。ただし、60歳未満で年金受取を選択し受取を開始される場合は保証期間付終身年金のみ選択となります。 ●満50歳以上で加入された方 保険料払込完了年齢（62歳）に達した時、または当制度から満50歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。 ※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択できません。 ・支払額二段階型年金の場合は、初年度年金月額が2万円未満の場合には、年金選択ができません。 ・年金は年4回（1月、4月、7月、10月）3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。 ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。 ・加入者はお申し出より、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、保険料の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。 ①確定年金 （10・15・20年間）基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 ②保証期間付終身年金 保証期間中（10・15年間）は、ご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 *保証期間経過後、生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
配 当 金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

団体保険制度のインターネットサービス「みんなのMYポータル」

ご加入者さま向け 「積立金の将来受取額試算サービス」について

積立年金保険「いこい」の積立金について、将来的に受け取れる金額をパソコンやスマートフォンで試算できます。

便利な機能

- 1 払込満了(定年)時の積立金試算
今の加入内容で払込満了まで積立を継続した場合の一時金や年金受取予想額が試算できます。
- 2 試算条件を変更して試算可能
積立期間(試算基準日・年齢)や年金での受取方法、受取開始時期を変更して試算できます。
- 3 受取時の税金についても確認が可能
一時金で受け取る場合の一時所得課税対象額、年金で受け取る場合の初年度の雑所得課税対象額を確認できます。

「みんなのMYポータル」のご利用登録方法

「みんなのMYポータル」のご利用には登録が必要です。未登録の方は、お手元に＜はがきシーラー＞をご準備いただいたうえで下記二次元コードまたはURLからお手続きください。＜はがきシーラー＞がお手元にない方は、下記連絡先（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第一部）までお問い合わせください。

〈はがきシーラー〉

表面

中面

+

〈スマートフォン・タブレットまたはPC〉

iOSの場合

Androidの場合

PCの場合

https://be7.meiji-yasuda.co.jp

アプリストアより「みんなのMYポータル」を検索し、配布元が「明治安田」であることを確認しインストールしてください。

みんなのMYポータル

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

＜ご参考＞ 公的年金シミュレーター（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>）

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5F TEL078-252-2270

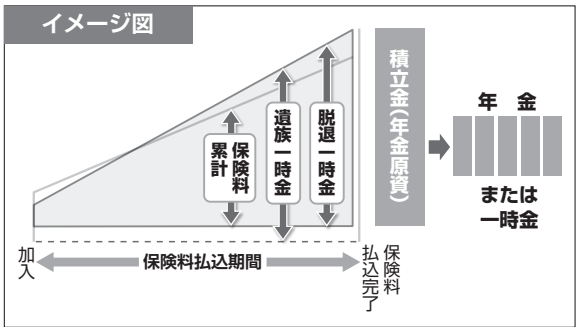
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

団体の所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により共済組合の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。
※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、団体の職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることもあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する 苦情・相談先(注)
明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部 078-252-2270

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更ににより特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.